

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

徳島国民年金 事案660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和48年9月28日に、A市区町村役場窓口で私の夫が48年度分の国民年金保険料を全て納めてくれたはずである、申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録によると、申立期間のうち昭和48年4月から同年6月までの期間については、48年9月28日付けのA市区町村の検認印が押され、手書きで×の記載が見られるが、A市区町村は、「×の記載について、当該事務処理の趣旨は不明である。」と回答しており、ほかに当該記載について合理的な説明は得られない。

また、B市区町村の住民票及び国民年金被保険者名簿において、申立人が、A市区町村からB市区町村への住所変更を昭和49年3月18日に行っていることが確認できることから、48年9月28日の時点において、申立人の国民年金保険料はA市区町村での納付が可能であり、一度、納付した上記保険料を取り消す合理的な理由は見当たらず、その後、返還された事実も確認できない。

2 一方、申立期間のうち昭和48年7月から49年3月までの期間については、前述の国民年金印紙検認記録に保険料納付をうかがわせる記載は無く、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金保険料の納付について記憶していないことから、当該期間の保険料納付については不明である。

また、申立人の夫が当該期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案729

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和60年5月から同年7月までの期間は8万6,000円、同年8月及び同年9月は10万4,000円、並びに、同年10月及び同年11月は8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から62年6月8日まで

A事業所に勤務した申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

当時の給与支払明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和60年5月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所発行の当該期間に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、同年5月から同年7月までの期間は8万6,000円、同年8月及び同年9月は10万4,000円、並びに、同年10月及び同年11月は8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和60年5月から同年11月までの期間に係る厚生年金保

険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人に係る標準報酬月額が確認できる当時の資料は保管されておらず、不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和60年4月及び同年12月から62年5月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は超えていないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

徳島国民年金 事案661

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、母親が、兄の保険料とともに納付していたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況等から判断すると、昭和40年2月以降に払い出されたものと推認され、当該時点において、申立期間のうち、36年4月から37年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、母親が、兄の保険料とともに納付していたはずである。」と主張しているところ、オンライン記録及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿等によれば、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号と連番で同時期に払い出されるとともに、申立人の兄も、申立期間当時、申立期間の保険料が未納であったことが確認できる。

また、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の兄は、申立期間に係る国民年金保険料を昭和55年6月28日付けで遡って特例納付により納付していることが確認でき、兄の供述等から、当該保険料については、申立人の母親、又は兄の前妻が納付したものと推測されるが、
i) 申立人の妻は、「結婚後もしばらくは義母が夫の国民年金保険料を納付していたと思う。その後、私が夫婦の保険料を納付し始めた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人及びその家族（申立人の妻、母親及び兄）に係る申立期間以後の国民年金保険料の納付日等を確認した結果、申立人の兄に係る前述の特例納付が行われた当時、申立

人の保険料の納付については申立人の妻が行い、申立人の母親等は関与していなかった状況がうかがえること、ii) 申立人、申立人の妻及び兄から、申立人の申立期間に係る保険料が、申立人の兄の保険料と合わせて特例納付されたことをうかがわせる具体的供述は得られないことなど、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これら保険料納付等を行ったとする申立人の母親も既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付した事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案662

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

昭和47年3月に結婚したとき、夫の両親から、「年金は入っとけよ。」と言われたことを契機に、夫婦の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間当時は夫の収入も多かったので、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間以後の国民年金保険料は、全て納付している。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年3月の結婚を契機に、国民年金の加入手続を行い、以後、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況から判断すると、昭和51年6月以降に払い出されたものと推認でき、申立内容と符合しない上、当該時点においては、申立期間のうち、47年4月から49年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、前述の申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間のうちの昭和49年4月以降の期間に係る国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人からは、当該納付をうかがわせる具体的供述は得られない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市区町村が保管する申立期間に係る昭和47年度から50年度までの「国民年金保険料収納状況一覧表兼検認簿」において、申立人の氏名等は確認できない上、オンライン記録等によれば、申立人と連番で国民年

金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫についても、申立期間のうちの国民年金加入期間について、申立人同様、保険料が未納の記録となっていることなど、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案663

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から44年3月まで
昭和44年3月にA市区町村（現在は、B市区町村）の職員が集金に来たので、当該職員に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の資格取得状況等から判断すると、昭和45年4月頃にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間の大半（昭和38年3月から42年12月まで）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は、「役場の職員が保険料の集金に来たので納付した。」と供述しているところ、B市区町村は、「旧A市区町村の職員が、過年度保険料の集金をすることはなかった。」としていることから、申立人の主張する方法で当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料として、15万円から17万円くらい納付した。」と主張しているところ、申立期間のうち、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付することが可能であった期間（昭和43年1月から44年3月まで）に係る実際の保険料額は3,150円であり、当該金額に、時効により納付することができない期間（昭和38年3月から42年12月まで）に係る保険料額を加えても1万150円であり、申立人が納付したと主張する保険料額と実際の保険料額は大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から44年8月1日まで

A事業所での給与は毎年昇給し、下がることは無かった。昭和42年頃の給与は5万円から6万円であったと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額は同年10月に4万8,000円から4万5,000円に下がり、44年7月まで同額となっている。納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申立てているが、申立期間に係る給与明細書等の関連資料を所持しておらず、A事業所は、「申立人に係る勤務時間及び給与に関する書類は、保存期限経過により保管していない。申立期間に係る厚生年金保険料の控除額等についても確認できる関連資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料は得られない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、申立人が、事業所別被保険者名簿において確認できる標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、申立期間を含む前後の期間において、標準報酬月額が減額改定された者が複数確認できる。

さらに、B企業年金基金から提出された申立人に係る基金加入員台帳の写しにおいて確認できる標準給与の額と事業所別被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額は一致している上、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。